

75歳以上の方へ
(一定以上の障害による認定を受けている65歳以上の方)

4月から「後期高齢者医療制度」が始まります

これまでご加入の健康保険から、一人一人が個人で後期高齢者医療制度に加入することになります(原則として、加入手続きは必要ありません)。

【問合せ】高齢者医療保険制度準備担当(本庁舎2階) ☎(5273) 4203へ。

新しい被保険者証のイメージ

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成22年 7月31日
被保険者番号	○○○○○○○○
住所	新宿区 歌舞伎町一丁目 4番1号
氏名	新宿 一郎 (男)
生年月日	昭和8年 4月 1日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発行期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	東京都後期高齢者医療広域連合 印

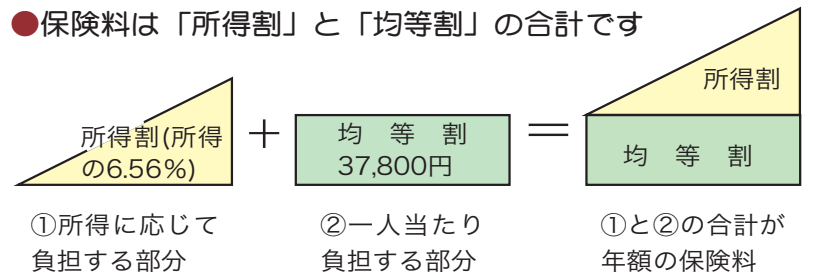
新しい保険証は1人1枚、3月下旬に、ご自宅に郵送します。



制度の運営は「東京都後期高齢者医療広域連合」が行い、窓口での申請や保険料のお支払いなど身近な事務は、これまでどおり新宿区が行います。

保険料のあらまし

●保険料は「所得割」と「均等割」の合計です

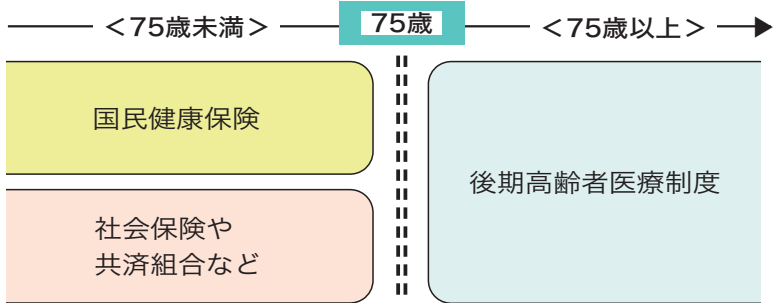


※保険料の上限は、被保険者1人当たり年額50万円です。
※所得が少ない方は、所得割が軽減されています(年金収入208万円までの方)。
※均等割は、所得が少ない場合、世帯員の所得によって、「7割」「5割」「2割」が軽減されています。
※後期高齢者医療制度に加入するまでに被用者保険(会社の健康保険や共済組合等)の被扶養者であった方は、軽減措置があります。

保険料の例(年額)

- 《例1》75歳の一人暮らしで、年金収入が201万円(厚生年金受給者の平均)の場合…53,800円
- 《例2》75歳の一人暮らしで、年金収入が79万円(基礎年金受給者)の場合…11,300円
- 《例3》夫(78歳)は年金収入が201万円で、妻(75歳)の年金収入が79万円の場合…(夫) 53,800円・(妻) 30,200円

後期高齢者医療制度加入のイメージ



75歳から、これまでご加入の健康保険から、一人一人が個人で後期高齢者医療制度に加入することになります(原則として、加入手続きは必要ありません)。

例えば、社会保険や共済組合などに加入していたご夫婦の場合、被保険者の夫が75歳となり、妻が75歳未満で扶養されていたときは、夫は後期高齢者医療制度に移行するため、他に扶養する方がいなければ、妻は国民健康保険に加入(届け出が必要)します。

ただし保険によっては、従来の保険を継続できる場合がありますので、会社等に確認をしてください。

保険料の納付方法

年金支給額	保険料の納め方※	納付開始月
年18万円以上の方	年金から引落し	10月(7~9月は銀行等で納付)
年18万円未満の方	銀行等で納付	7月

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年金支給額年18万円以上の方	徴収なし	徴収なし	徴収なし	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	年金引落し		年金引落し			年金引落し
年金支給額年18万円未満の方				銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付

※新宿区では、20年度は年金からの引落しを10月から開始する予定です(7月~9月までは銀行等で納付)。

窓口での自己負担割合

【一般】

1割

【現役並み所得者】

3割

病院の窓口で支払う自己負担の割合は、原則として、これまでの老人保健と同じ1割(現役並み所得者は3割負担)です。

国民健康保険被保険者証・高齢受給者証の更新



20年4月1日現在75歳未満の方で、被保険者証および高齢受給者証の有効期限が20年3月31日までの方へは、新しい証を3月下旬に送ります。

【問合せ】国保年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273) 4146へ。

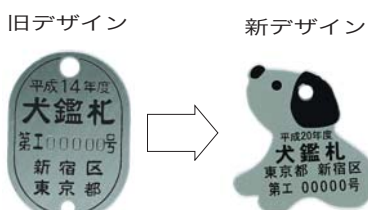
4月1日(火)からデザインを変更

犬の鑑札と狂犬病予防注射済票

鑑札はだえん形から、犬の形に変わります。注射済票は、今までよりひと回り小さく、軽くなります。新しいデザインの注射済票は、3月2日(日)以降に注射を受けた犬に交付します。

【問合せ】衛生課生活衛生係(第2分庁舎3階) ☎(5273) 3845へ。

鑑札見本



狂犬病予防注射済票見本



国民年金保険料のお知らせ

■20年度(20年4月~21年3月分)の保険料
月額14,410円(310円引き上げ)で、年額172,920円となります。

■前納割引がお得です
20年度の保険料を口座振替で1年前納すると、年間3,620円の割引になります。6か月前納(980円割引)・毎月早割(1か月50円割引)があります。

口座振替前納の申し込みは2月29日(金)まで、口座をお持ちの金融機関・郵便局または社会保険事務所で受け付けています。

現金でお支払いの場合は、1年前納で3,070円、6か月前納で700円の割引になります。

【問合せ】新宿社会保険事務所 ☎(5285) 8617へ。